

1 研削といしの取替え等の業務に係る特別教育

イ 機械研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

学科			
機械研削用研削盤、 機械研削用といし、 取付け具等に関する 知識	機械研削用といし の取付け方法及び 試運転の方法に関 する知識	関係法令	計
4	2	1	7

実技	
機械研削用といしの取 付け方法及び試運転の 方法	計
3	3

ロ 自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

学科			
自由研削用研削盤、 自由研削用といし、 取付け具等に関する 知識	自由研削用といし の取付け方法及び 試運転の方法に関 する知識	関係法令	計
2	1	1	4

実技	
自由研削用といしの取 付け方法及び試運転の 方法	計
2	2

3 アーク溶接等の業務に係る特別教育

学科				
アーク溶接等に 関する知識	アーク溶接装置 に関する基礎知 識	アーク溶接等 の作業の方法 に関する知識	関係法令	計
1	3	6	1	11

実技	
アーク溶接装置の取 扱い及びアーク溶接 等の作業の方法	計
10	10

4 電気取扱業務に係る特別教育

イ 高圧若しくは特別高圧の充電電路又は当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務

学科					
高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識	高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識	高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識	高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法	関係法令	計
1.5	2	1.5	5	1	11

実技	
高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法	計
15	15

ロ 低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

学科					
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気設備に関する基礎知識	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	関係法令	計
1	2	1	2	1	7

実技	
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	計
7	7

5の2 ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育

学科				
ショベルローダー等の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	ショベルローダー等の荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	ショベルローダー等の運転に必要な力学に関する知識	関係法令	計
2	2	1	1	6

実技		
ショベルローダー等の走行の操作	ショベルローダー等の荷役の操作	計
4	2	6

5の3 不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育

学科				
不整地運搬車の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	不整地運搬車の荷の運搬に関する知識	不整地運搬車の運転に必要な力学に関する知識	関係法令	計
2	2	1	1	6

実技		
不整地運搬車の走行の操作	不整地運搬車の荷の運搬	計
4	2	6

9 小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育

イ 整地・運搬・積込用及び掘削用

学科				
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
3	2	1	1	7

実技		
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の走行の操作	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の作業のための装置の操作	計
4	2	6

ロ 基礎工事用

学科				
小型車両系建設機械(基礎工事用)の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	小型車両系建設機械(基礎工事用)の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
2	3	1	1	7

実技		
小型車両系建設機械(基礎工事用)の走行の操作	小型車両系建設機械(基礎工事用)の作業のための装置の操作及び合図	計
3	3	6

ハ 解体用

学科				
小型車両系建設機械(解体用)の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
2	2.5	1.5	1	7

実技		
小型車両系建設機械(解体用)の走行の操作	小型車両系建設機械(解体用)の作業のための装置の操作	計
4	3	7

9の2 基礎工事中用建設機械の運転の業務に係る特別教育

学科			
基礎工事中用建設機械に関する知識	基礎工事中用建設機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
4	2	1	7

実技		
基礎工事中用建設機械の運転	基礎工事中用建設機械の運転のための合図	計
4	1	5

9の3 車両系建設機械(基礎工事中)の作業装置の操作の業務に係る特別教育

学科			
車両系建設機械(基礎工事中)の作業装置に関する知識	車両系建設機械(基礎工事中)の作業装置の操作のために必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
3	1	1	5

実技		
車両系建設機械(基礎工事中)の作業装置の操作	車両系建設機械(基礎工事中)の運転のための合図	計
3	1	4

10 ローラーの運転の業務に係る特別教育

学科			
ローラー(安衛則第三十六条第十号の機械をいう。以下同じ。)に関する知識	ローラーの運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
4	1	1	6

実技	
ローラーの運転方法	計
4	4

10の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作の業務に係る特別教育

学科			
車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置に関する知識	車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作のために必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
4	2	1	7

実技		
車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	車両系建設機械(コンクリート打設用)の運転のための合図	計
4	1	5

10の3 ボーリングマシンの運転の業務に係る特別教育

学科			
ボーリングマシンに関する知識	ボーリングマシンの運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
4	2	1	7

実技		
ボーリングマシンの運転	ボーリングマシンの運転のための合図	計
4	1	5

10の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務に係る特別教育

学科			
ジャッキ式つり上げ機械に関する知識	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
3	2	1	6

実技	
ジャッキ式つり上げ機械の調整及び運転の方法	計
4	4

10の5 高所作業車の運転の業務に係る特別教育

学科					実技	
高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	原動機に関する知識	高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計	高所作業車の作業のための装置の操作	計
3	1	1	1	6	3	3

11 巻上げ機の運転の業務に係る特別教育

学科				実技		
巻上げ機に関する知識	巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計	巻上げ機の運転	荷掛け及び合図	計
3	2	1	6	3	1	4

13 軌道装置の動力車の運転の業務に係る特別教育

学科					実技		
動力車(安衛則第三十六条第十三号の機械等という。以下同じ。)の構造に関する知識	軌道に関する知識	動力車の運転に関する知識	関係法令	計	動力車の運転	車両の連結及び合図	計
3	1	1	1	6	3	1	4

15 クレーン取扱い業務等特別教育

クレーン等安全規則 21 条

クレーン取扱い業務等特別教育規程 1 条

イ 5 t 未満

学科				
クレーンに関する知識	原動機及び電気に関する知識	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	関係法令	計
3	3	2	1	9

実技		
クレーンの運転	クレーンの運転のための合図	計
3	1	4

ロ 5 t 以上 跨線テルハ

学科				
クレーンに関する知識	原動機及び電気に関する知識	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	関係法令	計
3	3	2	1	9

実技		
クレーンの運転	クレーンの運転のための合図	計
3	1	4

16 移動式クレーン（1t 未満）の運転

クレーン等安全規則 67 条

クレーン取扱い業務等特別教育規程 2 条

学科				
移動式クレーンに関する知識	原動機及び電気に関する知識	移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	関係法令	計
3	3	2	1	9

実技		
移動式クレーンの運転	移動式クレーンの運転のための合図	計
3	1	4

17 デリックの運転

クレーン等安全規則 107 条

クレーン取扱い業務等特別教育規程 3 条

学科				
デリックに関する知識	原動機及び電気に関する知識	デリックの運転のために必要な力学に関する知識	関係法令	計
3	3	2	1	9

実技		
デリックの運転	デリックの運転のための合図	計
3	1	4

18 建設用リフトの運転の業務に係る特別教育

クレーン等安全規則 183 条

クレーン取扱い業務等特別教育規程 4 条

学科			
建設用リフトに関する知識	建設用リフトの運転のために必要な電気に関する知識	関係法令	計
2	2	1	5

実技		
建設用リフトの運転及び点検	建設用リフトの運転のための合図	計
3	1	4

19 玉掛けの業務に係る特別教育

クレーン等安全規則 222 条

クレーン取扱い業務等特別教育規程 5 条

学科				
クレーン、移動式クレーン及びデリックに関する知識	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	クレーン等の玉掛けの方法	関係法令	計
1	1	2	1	5

実技		
クレーン等の玉掛け	クレーン等の運転のための合図	計
3	1	4

20 ゴンドラ取扱い業務特別教育

ゴンドラ安全規則 12 条

ゴンドラ取扱い業務特別教育規程 1 条

学科			
ゴンドラに関する知識	ゴンドラの操作のために必要な電気に関する知識	関係法令	計
2	2	1	5

実技		
ゴンドラの操作及び点検	ゴンドラの操作のための合図	計
3	1	4

20 の 2 作業室及び気閉室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務に係る特別教育

高気圧作業安全衛生規則 11 条 1 項 1 号

高気圧業務特別教育規程 1 条

学科				
圧気工法の知識に関すること	送気設備の構造及び取扱いに関すること	高気圧障害の知識に関すること	関係法令	計
2	4	2	2	10

実技	
空気圧縮機の運転に関する実技	計
2	2

21 作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に係る特別教育

高気圧作業安全衛生規則 11 条 1 項 2 号

高気圧業務特別教育規程 2 条

学科				
圧気工法の知識に関すること	送気及び排気に関すること	高気圧障害の知識に関すること	関係法令	計
2	4	2	2	10

実技	
送気の調節の実技	計
2	2

22 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に係る特別教育

高気圧作業安全衛生規則 11 条 1 項 3 号

高気圧業務特別教育規程 3 条

学科				
圧気工法の知識に関すること	加圧及び減圧並びに換気の仕方に関すること	高気圧障害の知識に関すること	関係法令	計
2	3	2	2	9

実技	
加圧及び減圧並びに換気に関する実技	計
3	3

23 潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に係る特別教育

高気圧作業安全衛生規則 11 条 1 項 4 号

高気圧業務特別教育規程 4 条

学科				
潜水業務に関する知識に関すること	送気に関すること	高気圧障害の知識に関すること	関係法令	計
2	3	2	2	9

実技	
送気の調節の実技	計
2	2

24 再圧室を操作する業務に係る特別教育

高気圧作業安全衛生規則 11 条 1 項 5 号

高気圧業務特別教育規程 5 条

学科				
高気圧障害の知識に関すること	救急再圧法に関すること	救急そ生法に関すること	関係法令	計
2	3	2	2	9

実技	
再圧室の操作及び救急そ生法に関する実技	計
3	3

25 四アルキル鉛等業務に係る特別教育

四アルキル鉛中毒予防規則第 21 条 2 項

学科						
四アルキルの毒性	作業の方法	保護具の使用 方法	洗身等清潔の保 持の方法	事故の場合の待 避及び救急措置 の方法	その他四アル キル鉛中毒の 防止に関し必 要な事項	計
1	1	1	1	1	1	6

26 酸素欠乏危険作業に係る特別教育

酸素欠乏症等防止規則第 12 条

イ 第一種酸素欠乏危険作業に係る業務

酸素欠乏危険作業特別教育規程 1 条

学科					
酸素欠乏の発生の原因	酸素欠乏症の症状	空気呼吸器等の使用 の方法	事故の場合の退避及 び救急そ生の方法	その他酸素欠乏症 の防止に関し必要 な事項	計
0.5	0.5	1	1	1	4

酸素欠乏症等防止規則第 12 条 2 項

ロ 第二種酸素欠乏危険作業に係る業務

酸素欠乏危険作業特別教育規程 2 条

学科					
酸素欠乏等の発生の原 因	酸素欠乏症等の症状	空気呼吸器等の使用 の方法	事故の場合の退避及 び救急そ生の方法	その他酸素欠乏症 等の防止に関し必 要な事項	計
1	1	1	1	1.5	5.5

29 粉じん作業に係る特別教育

粉じん障害防止規則 22 条

粉じん作業特別教育規程

学科

粉じんの発散防止及び 作業場の換気の方法	作業場の管理	呼吸用保護具の使用 の方法	粉じんに係る疾病及 び健康管理	関係法令	計
1	1	0.5	1	1	4.5

30 ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育

学科				
掘削、覆工等に関する知識	工事用設備に関する知識	労働災害の防止に関する 知識	関係法令	計
1.5	1.5	3	1	7

37 石綿使用建築物等解体等業務に係る特別教育

石綿障害予防規則第二十七条第二項

石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程

学科					
石綿の有害性	石綿等の使用状況	石綿等の粉じんの発 散を抑制するための 措置	保護具の使用方法	その他石綿等のば く露の防止に関し 必要な事項	計
0.5	1	1	1	1	4.5

38 除染等業務特別教育及び特定線量下業務に係る特別教育

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る

電離放射線障害防止規則 19 条 1 項

除染等業務特別教育及び特定線量下業務特別教育規程 2 条

イ 除染等業務を行う者（以下ロ、ハ及びニを除く。）

学科					実技	
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	除染等作業の方法に関する知識	除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	関係法令	計	除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い	計
1	1	1	1	4	1.5	1.5

ロ 特定汚染土壌等取扱業務

学科					実技	
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	除染等作業の方法に関する知識	特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識	関係法令	計	特定汚染土壌等取扱作業の方法	計
1	1	0.5	1	3.5	1	1

ハ 除染土壌の収集等に係る業務

学科					実技	
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	除染等作業の方法に関する知識	除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	関係法令	計	除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い	計
1	1	1	1	4	1.5	1.5

二 汚染廃棄物の収集等に係る業務

学科				
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	除染等作業の方法に関する知識	除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	関係法令	計
1	1	1	1	4

実技	
除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い	計
1.5	1.5

ホ 線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者

学科				
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	除染等作業の方法に関する知識	除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識	関係法令	計
1	1	1	1	4

実技	
除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い	計
1	1

ヘ 特定線量下業務

学科			
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	放射線測定の方法等に関する知識	関係法令	計
1	0.5	1	2.5

39 足場の組立て、解体または変更の作業に係る特別教育

学科				
足場及び作業の方法に関する知識	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	労働災害の防止に関する知識	関係法令	計
3	0.5	1.5	1	6

40 ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育

学科					実技		
ロープ高所作業に関する知識	メインロープ等に関する知識	労働災害の防止に関する知識	関係法令	計	ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	メインロープ等の点検	計
1	1	1	1	4	2	1	3

41 墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育

学科					実技	
作業に関する知識	墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識	労働災害の防止に関する知識	関係法令	計	墜落制止用器具の使用方法等	計
1	2	1	0.5	4.5	1.5	1.5

別表6(別紙)

クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習

クレーン運転実技教習	クレーンの基本運転	クレーンの応用運転	クレーンの合図の 基本作業	計
受講資格を満たす者	4	4	1	9
(床上運転式クレーンを用いて 行う場合)	2	4	1	7

移動式クレーン運転実技教習	移動式クレーンの基本運転	移動式クレーンの応用 運転	移動式クレーンの 合図の基本作業	計
受講資格を満たす者	4	4	1	9

1 木材加工用機械作業主任者技能講習

	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	作業の方法に関する知識	関係法令	計	
受講資格を満たす者	6	2	5	2	15	
受講一部免除者	<p>一 木材加工用機械作業主任者技能講習規程第一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる者</p> <p>二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練(旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者</p> <p>三 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、機械木工、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者(機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。)</p>	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成五年改正前の能開法規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)第三十六条第一項第一号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	(免除)	2	1.5	1.5	5

5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

		作業の方法に関する知識	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		10.5	3.5	1.5	1.5	17
受講一部免除者	一 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第一条第一号、第三号及び第六号に掲げる者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練(旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3

地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者等に関する特例

		作業の方法に関する知識	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)第一条の規定による改正前の労働安全衛生法(次項において「旧法」という。)別表第十八第五号に掲げる地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者		5	—	—	0.5	5.5
旧法別表第十八第六号に掲げる土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者		5.5	—	—	0.5	6
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第一条第二号、第四号及び第七号に掲げる者並びに職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者		5.5	—	1.5	1.5	8.5
職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者		5.5	—	—	1.5	7
建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)		5	—	1.5	1.5	8

6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習

		学科				
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具、作業環境の改善方法等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		6	5.5	1.5	1.5	14.5
受講一部免除者	一 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程第一条第三号及び第四号に掲げる者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる土木科の訓練又は旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練のうち旧能開法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる採鉱科若しくは土木科の訓練(訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(採鉱科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において掘進又は支柱作業についての技能を専攻した者に限り、土木科の訓練を修了した者にあつては当該訓練においてトンネルについての技能を専攻した者に限る。)	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種に属する土木科又は旧能開法第二十八条第一項に規定する旧能開法規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる採鉱科の職種に係る職業訓練指導員の免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5

7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習

		学科				
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		6	4	1.5	1.5	13
受講一部免除者	一 ずい道等の覆工作業主任者技能講習規程第一条第二号及び第三号に掲げる者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる土木科の訓練(旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(トンネルについての技能を専攻した者に限る。)	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる土木科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5

8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

		学科				
		作業の方法に関する知識	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		7	3	1.5	1.5	13
受講一部免除者	一 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設科若しくはブロック建築科の訓練又は旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練のうち旧能開法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる建設科、型わく科若しくはブロック建築科の訓練(訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	三 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又はとびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5

9 足場の組立て等作業主任者技能講習

		学科				
		作業の方法に関する知識	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		7	3	1.5	1.5	13
受講一部免除者	一 足場の組立て等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5

10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

		学科					
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具等に関する知識	作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		5	1.5	1.5	1.5	1.5	11
受講一部免除者	一 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者	(免除)	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	一 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者 二 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	5	1.5	(免除)	(免除)	1.5	8

11 鋼橋架設等作業主任者技能講習

		学科					計
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具等に関する知識	作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	
受講資格を満たす者		5	1.5	1.5	1.5	1.5	11
受講一部免除者	一 鋼橋架設等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者	(免除)	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	一 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	5	1.5	(免除)	(免除)	1.5	8
	二 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者						

鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者に関する特例

		学科			関係法令	計
		作業の方法に関する知識				
鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者		2			1	3

12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習

		学科				
		作業の方法に関する知識	工事中設備、機械、器具等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		7	3	1.5	1.5	13
受講一部免除者	<p>一 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者</p> <p>二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法作業環境等に施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(解体についての技能を専攻した者に限る。)</p> <p>三 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者</p>	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5

13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習

		学科					
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具等に関する知識	作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		5	1.5	1.5	1.5	1.5	11
受講一部免除者	一 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者	(免除)	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5
	一 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 二 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 三 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	5	1.5	(免除)	(免除)	1.5	8

17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

		学科				
		木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		7	3	1.5	1.5	13
受講一部免除者	一 型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	7	(免除)	(免除)	1.5	8.5
	二 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	7	(免除)	(免除)	1.5	8.5
	三 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	7	(免除)	(免除)	1.5	8.5
	四 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	7	(免除)	(免除)	1.5	8.5
	一 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程第一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練(旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(とび科の訓練を修了した者にあつては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者にあつては木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。)	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	三 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者	(免除)	(免除)	1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	(免除)	(免除)	(免除)	1.5	1.5

20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

	学科				
	健康障害及びその予防措置に関する知識	作業環境の改善方法に関する知識	保護具に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者	4	4	2	2	12

21 鉛作業主任者技能講習

	学科				
	健康障害及びその予防措置に関する知識	作業環境の改善方法に関する知識	保護具に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者	4	4	2	2	12

22 有機溶剤作業主任者技能講習

	学科				
	健康障害及びその予防措置に関する知識	作業環境の改善方法に関する知識	保護具に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者	4	4	2	2	12

23 石綿作業主任者技能講習規程

	学科				
	健康障害及びその予防措置に関する知識	作業環境の改善方法に関する知識	保護具に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者	2	4	2	2	10

24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

		学科				実技			
		酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識	酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識	保護具に関する知識	関係法令	計	救急そ生の方法	酸素の濃度の測定方法	計
受講資格を満たす者		2	3	2	2	9	2	1	3
受講一部免除者	昭和四十六年九月二十六日までに都道府県労働基準局長又は建設業労働災害防止協会が行った酸欠作業主任者講習を修了した者	(免除)	(免除)	2	2	4	2	1	3
	日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者	2	3	2	2	9	(免除)	1	1
	平成十年三月三十一日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者	2	3	2	2	9	(免除)	1	1
	平成六年十二月三十一日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者	2	3	2	2	9	(免除)	1	1
	船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)第二十八条第一項の国土交通大臣が指定した講習(同項第十二号又は第十三号に掲げる作業に係るものに限る。)の課程を修了した者	(免除)	3	(免除)	2	5	(免除)	(免除)	0

25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

		学科					実技		
		酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	保護具に関する知識	関係法令	計	救急そ生の方法	酸素の濃度の測定方法	計
受講資格を満たす者		3	4	2	2.5	11.5	2	2	4
受講一部免除者	日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者								
	平成十年三月三十一日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者	3	4	2	2.5	11.5	(免除)	2	2
	平成六年十二月三十一日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者								

(酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者等に関する特例)

		学科					実技		
		硫化水素中毒に関する知識	空気中の硫化水素の濃度が百万分の十を超える状態の発生の原因及び防止措置に関する知識		関係法令	計		硫化水素の濃度の測定方法	計
酸素欠乏危険作業主任者技能講習(酸素欠乏症防止規則等の一部を改正する省令(昭和五十七年労働省令第十八号)附則第二条及び労働安全衛生規則等の一部を改正する等の省令(平成十五年厚生労働省令第七十五号)附則第二条の規定により酸素欠乏危険作業主任者技能講習とみなされたものを含む。)を修了した者		1	1		0.5	2.5		1	1
昭和四十六年九月二十六日までに都道府県労働基準局長又は建設業労働災害防止協会が行った酸欠作業主任者講習を修了した者		1	1		2.5	4.5			

26 床上操作式クレーン運転技能講習

		学科				実技			
		床上操作式クレーンに関する知識	床上操作式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	関係法令	計	床上操作式クレーンの運転	床上操作式クレーンの運転のための合図	計
受講資格を満たす者		6	3	3	1	13	6	1	7
受講一部免除者	一 移動式クレーン運転士免許を受けた者								
	二 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	6	3	(免除)	1	10	6	(免除)	6
	一 揚貨装置運転士免許を受けた者								
	二 玉掛け技能講習を修了した者	6	3	(免除)	1	10	6	(免除)	6
	三 旧クレーン則第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者								
	令第二十条第六号若しくは第七号の業務又は労働安全衛生規則第三十六条第六号、第十五号から第十七号まで若しくは第十九号の業務に、六月以上従事した経験を有する者	6	3	3	1	13	6	(免除)	6
	鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山(以下「鉱山」という。)においてクレーン(令第二十条第六号のクレーンをいう。)の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	6	3	3	1	13	(免除)	(免除)	0

27 小型移動式クレーン運転技能講習

		学科					実技		
		小型移動式クレーンに関する知識	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	関係法令	計	小型移動式クレーンの運転	小型移動式クレーンの運転のための合図	計
受講資格を満たす者		6	3	3	1	13	6	1	7
受講一部免除者	一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者								
	二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	6	3	(免除)	1	10	6	(免除)	6
	三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第一号)第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則(以下「旧クレーン則」という。)第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許を受けた者								
	一 揚貨装置運転士免許を受けた者								
	二 玉掛け技能講習を修了した者	6	3	(免除)	1	10	6	(免除)	6
	三 旧クレーン則第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者								
	一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したものの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者	6	(免除)	3	1	10	6	1	7
二 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者									
令第二十条第六号若しくは第七号の業務又は労働安全衛生規則第三十六条第六号、第十五号から第十七号まで若しくは第十九号の業務に、六月以上従事した経験を有する者	6	3	3	1	13	6	(免除)	6	
鉱山において移動式クレーン(令第二十条第七号の移動式クレーンをいう。)のうちつり上げ荷重が五トン以上のものの運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	6	3	3	1	13	(免除)	(免除)	0	

28 ガス溶接技能講習

	学科				実技	
	ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識	関係法令	計	ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い	計
受講資格を満たす者	4	3	1	8	5	5

30 ショベルローダー等運転技能講習

		学科					実技		
		走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	運転に必要な力学に関する知識	関係法令	計	走行の操作	荷役の操作	計
受講資格を満たす者		4	4	2	1	11	20	4	24
受講一部免除者	建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者	(免除)	4	(免除)	1	5	(免除)	4	4
	一 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。)又は同条第四項の大型特殊自動車第二種免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。)を有する者 二 次のいずれかに掲げる者であって、三月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務(鉱山保安法(昭和三十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における当該業務を含む。以下同じ。)に従事した経験を有する者 イ 道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。)を有する者 ロ 道路交通法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊自動車第二種免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。)を有する者	(免除)	4	2	1	7	(免除)	4	4
	一 道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。)を有する者 二 道路交通法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許又は大型特殊自動車第二種免許(カタビラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る。)を有する者	(免除)	4	2	1	7	20	4	24
	六月以上ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務に従事した経験を有する者	4	4	2	1	11	(免除)	4	4

車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者等に関する特例

	学科					実技		
	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計	走行の操作	作業のための装置の操作	計
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはシヨベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者	(免除)	2	1.5	0.5	4	(免除)	2	2

32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習

		学科					実技		
		走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計	走行の操作	作業のための装置の操作	計
受講資格を満たす者		4	5	3	1	13	20	5	25
受講一部免除者	一 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型特殊自動車第二種免許を有する者	(免除)	5	3	1	9	(免除)	5	5
	二 次のいずれかに掲げる者であつて、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。)又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者								
	イ 道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者								
	ロ 道路交通法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者								
三 不整地運搬車運転技能講習を修了した者									
	令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、六月以上従事した経験を有する者	4	5	3	1	13	(免除)	5	5
	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	(免除)	5	3	1	9	20	5	25

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者等に関する特例

	学科					実技		
	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計	走行の操作	作業のための装置の操作	計
安衛則別表第三の令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号に掲げる者		2	0.5	0.5	3		2	2
建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で ・実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの 又は ・二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第二種の種別に該当するものに合格した者		1	0.5	0.5	2		1	1
建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で ・実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの 又は ・二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者		5	0.5	0.5	6		5	5

33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習

		学科					実技		
		走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計	走行の操作	作業のための装置の操作	計
受講資格を満たす者		4	6	3	1	14	10	15	25
受講一部免除者	建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験において基礎工事用建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第一種から第五種までの種別に該当するものに合格した者	(免除)	6	(免除)	(免除)	6	(免除)	15	15
	一 道路交通安全法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型特殊自動車第二種免許を有する者	(免除)	6	3	1	10	(免除)	15	15
	二 次のいずれかに掲げる者であつて、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務(鉱山保安法(昭和三十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における令別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。)又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者								
	イ 道路交通安全法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者								
ロ 道路交通安全法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者	(免除)	6	3	1	14	(免除)	15	15	
三 不整地運搬車運転技能講習を修了した者									
令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、六月以上従事した経験を有する者		4	6	3	1	14	(免除)	15	15

移動式クレーン運転士免許を受けた者に関する特例

	学科				
	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	運転に必要な一般的事項に関する知識	関係法令	計
移動式クレーン運転士免許を受けた者		2	1	1	4

実技		
走行の操作	作業のための装置の操作及び合図	計
	5	5

35 高所作業車(10m以上)運転技能講習

		学科					実技	
		作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	原動機に関する知識	運転に必要な一般的な事項に関する知識	関係法令	計	作業のための装置の操作	計
受講資格を満たす者		5	3	2	1	11	6	6
受講一部免除者	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	5	(免除)	(免除)	1	6	6	6
	一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者							
	二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者	5	(免除)	2	1	8	6	6
	三 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者							

玉掛けの補助作業の業務等に六月以上従事した経験を有する者に関する特例

	学科					実技		
	クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置（以下「クレーン等」という。）に関する知識	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	クレーン等の玉掛けの方法	関係法令	計	クレーン等の玉掛け	クレーン等の運転のための合図	計
クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が一トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が一トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に六月以上従事した経験を有する者に対する技能講習	1	3	6	1	11	4	1	5
つり上げ荷重が一トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に六月以上従事した経験を有する者に対する技能講習	1	3	6	1	11	4	1	5